

既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業について

国では消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度として、各都道府県に地域医療介護総合確保基金を設置しました。

当該基金は、平成 26 年度から医療分を、平成 27 年度から介護分として、「介護施設等の整備に関する事業」等への支援を行っています。

当該事業では、施設の整備及び開設時への支援だけでなく、特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善費用への支援も行っています。

1 対象事業

特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援します。

〔注 参考までに、プライバシー保護の改修事業前後の居室のイメージ図を添付しています。〕

2 補助単価（上限額）

700 千円/床

特養に併設する短期入所床は補助対象になりません。

3 留意事項

個人の居住空間を明らかにして、他の入所者からの視線を遮断することを前提とします。

隣接する空間との境界に間仕切り、壁、扉等を設置することとし、家具やカーテンを購入し、間仕切りとして代用することは認められません。

4 交付申請にあたって

当該補助金の活用を予定している法人は、工事の前年度の 6 月までに施設所在地の自治体へご相談ください。

交付申請時期については、別途、翌年度当初に県から連絡します。

その他、事業内容や交付申請書類の作成等にあたって、ご不明な点がございましたら、県 高齢福祉課(045-210-1111(内線 4852・4853))までご相談ください。